

第3編 電気設備工事

第1章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事の積算に適用する。

第1節 共通工事

1 配管工事

1-1 一般事項

- (1) 表E1-1-1～表E1-1-4の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-5の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
二種金属製可とう電線管、線び類、金属ダクト及びボンディングに適用する。

- (2) 細目工種

表 E1-1-1

二種金属製可とう電線管								
細 目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電 工 [人]	その他	備 考
			二種金属製可 とう電線管 [m]	附属品				
二種金属製 可とう 電線管 (F) (エキスパンション用 等)	F17	m	1.10	1 式	1 式	0.026	1 式	
	F24			(電 線 管 価 格 × 0.5)	(材 料 価 格 × 0.05)	0.035		
	F30					0.044		
	F38		0.054					
	F50		0.073					
	F63		0.099					
	F76		0.115					
	F83		0.138					
	F101		0.154					
				1.05				

- (注) 1. 労務には、管の切断、曲げ、支持金具類の取付け、管内の清掃及び導通調べを含み、アウトレットボックスの取付けを含まない。
2. 雑材料には、支持金具類のうち取付金具を含み、別途計上すべき支持材料は含まない。
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-2

金属ダクト

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備 考
			金属ダクト [m]				
金属ダクト	200mm×100mm	m	1	1 式 (材料価格× 0.02)	0.52	1 式	
	250mm×100mm		1		0.54		
	300mm×100mm		1		0.56		
	400mm×150mm		1		0.62		
	500mm×150mm		1		0.66		
	500mm×200mm		1		0.68		
	600mm×200mm		1		0.72		
	600mm×250mm		1		0.74		
	600mm×300mm		1		0.76		
	800mm×250mm		1		0.82		
	800mm×300mm		1		0.84		
	800mm×400mm		1		0.88		

(注) 1. 本表以外の寸法のものについては、[縦(mm) + 横(mm) + 1000] × 0.0004の値をm当たりの電工の歩掛りとする。

2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-3

線び類

細 目	摘 要	単位	材 料			雑材料	電 工 [人]	その他	備考
			1 種 金 属 線 び [m]	合 成 樹 脂 線 び [m]	ワ イ ヤ プ ロ テ ク タ [m]				
1 種金属線び (MM1)	A型 25.4mm×11.5mm	m	1			1 式 (材料 価格× 0.02)	0.07	1 式	
	B型 40.4mm×20 mm		1				0.08		
合成樹脂線び	24 mm×18 mm	m		1			0.07		
	35 mm×18 mm			1			0.08		
	60 mm×18 mm			1			0.09		
ワイヤプロテクタ		m			1		0.05		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-4
ボンディング

細 目	摘 要		単位	材 料		電 工 [人]	そ の 他	備 考
				ラ ジ ア ス ク ラ ン プ [個]	裸 銅 線 [kg]			
電線管 ボンディング	ねじなし電線管	E19	か所		0.008	0.005	1 式	
		E25			0.010	0.005		
		E31			0.012	0.006		
		E39			0.014	0.006		
		E51			0.027	0.007		
		E63			0.049	0.007		
		E75			0.100	0.008		
	厚鋼電線管	G16	か所	1	0.008	0.009		
		G22		1	0.010	0.009		
		G28		1	0.012	0.009		
		G36		1	0.014	0.009		
		G42		1	0.027	0.010		
		G54		1	0.049	0.010		
		G70		1	0.100	0.013		
		G82		1	0.110	0.016		
		G92		1	0.120	0.019		
		G104		1	0.130	0.023		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

1-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

イ. 電線管、2種金属線ぴ類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。

ロ. 電線管、線ぴ、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。

なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。

ハ. プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乗じる。

(2) 細目工種

表 E1-1-5

細目	摘要	単位	備考
電線管	厚鋼電線管（G） 隠ぺい、露出配管	m	
電線管	薄鋼電線管（C） 隠ぺい、露出配管	m	
電線管	ねじなし電線管（E） 隠ぺい、露出配管	m	
電線管	硬質ビニル電線管（VE） 隠ぺい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管（PF単層） 隠ぺい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管（CD） 埋込配管	m	
線ぴ	2種金属線ぴ（MM2） A型 幅40mm×高30mm	m	
線ぴ	2種金属線ぴ（MM2） C型 幅40mm×高45mm	m	
線ぴ	線ぴ用ジャンクションボックス	個	
線ぴ	線ぴ用コンセントボックス	個	
位置ボックス	金属製ボックス 隠ぺい、露出	個	
位置ボックス	合成樹脂製ボックス 隠ぺい、露出	個	
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	
プルボックス	露出形（鋼板製） さび止め塗装仕上げ	m ²	
プルボックス	露出形（鋼板製） 溶融亜鉛めっき	m ²	
プルボックス	露出形（ステンレス製）	m ²	
プルボックス	露出形（合成樹脂製）	m ²	
プルボックス	プルボックス用接地端子	個	
ケーブルラック	はしご形 ZM（1段積）	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM（2段積の2段目）	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA（1段積）※Z35を含む	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA（2段積の2段目）※Z35を含む	m	
ケーブルラック	はしご形 AL（1段積）	m	
ケーブルラック	はしご形 AL（2段積の2段目）	m	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用（壁）	か所	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用（床）	か所	
防火区画貫通処理	金属管用（短管）（壁、床）	か所	
防火区画貫通処理	丸形用（壁、床）	か所	

2 配線工事

2-1 一般事項

- (1) 表E 1-1-6～表E 1-1-25の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E 1-1-26の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項

- イ. 電線・ケーブル類、バスダクト及びライティングダクト類に適用する。
- ロ. 各表の標準歩掛りは管内配線の歩掛りとする。ただし、表E 1-1-8、表E 1-1-20～表E 1-1-22、表E 1-1-24及び表E 1-1-25は除く。
- ハ. 電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

- (2) 細目工種

表 E1-1-6

**600Vポリエチレンケーブル
(EM-CE)**

細目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工				その他	備考
			600Vポリエチレン ケーブル [m]		[人]					
6 0 0 V ポ リ エ チ レ ン ケ ー ブル	2 mm ²	m	1.10	1 式 （ 材 料 価 格 × 0.05 ）	1C	2C	3C	4C	1 式	
	3.5mm ²				0.010	0.013	0.017	0.020		
	5.5mm ²				0.012	0.017	0.021	0.024		
	8 mm ²				0.016	0.021	0.026	0.030		
	14 mm ²				0.017	0.023	0.029	0.035		
	22 mm ²		1.05		0.022	0.029	0.037	0.043		
	38 mm ²				0.029	0.037	0.047	0.056		
	60 mm ²				0.037	0.050	0.062	0.074		
	100 mm ²				0.049	0.065	0.082	0.098		
	150 mm ²				0.067	0.090	0.112	0.134		
	200 mm ²				0.083	0.110	0.137	0.165		
	250 mm ²				0.102	0.136	0.170	0.204		
	325 mm ²				0.117	0.157	0.196	0.235		
					0.149	0.198	0.248	0.297		

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。
2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
3. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
4. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
5. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
7. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-7

高圧架橋ポリエチレンケーブル (6kV EM-CE、6kV EM-CET、6kV EM-CE(EE)、6kV EM-CET(EE))								
細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工		その他	備考
			高圧 架橋ポリエチレン ケーブル [m]		[人]			
高圧 架橋ポリエチレン ケーブル	8 mm ²	m	1.05	1 式 （ 材料 価格 × 0.03 ）	1C	3C	1 式	
	14 mm ²				0.019	0.032		
	22 mm ²				0.024	0.040		
	38 mm ²				0.031	0.052		
	60 mm ²				0.041	0.068		
	100 mm ²				0.054	0.090		
	150 mm ²				0.074	0.124		
	200 mm ²				0.091	0.151		
	250 mm ²				0.112	0.188		
	325 mm ²				0.129	0.216		

- (注) 1. 3kV EM-CE、3kV EM-CETにも適用する。
 2. 端末処理は、別途計上する。
 3. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 4. ピット及びトラフ内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 5. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-8

高圧電力ケーブル端末処理（プレハブ）								
細 目	摘 要	単位	材 料	電 工			その他	備考
			端末処理材料	[人]				
高圧 電力ケーブル 端末処理	8 mm ²	か所	1 式	1C	3C	3C耐塩	1 式	
	0.11			0.19	0.20			
	14 mm ²			0.11	0.19	0.20		
	22 mm ²			0.21	0.35	0.41		
	38 mm ²			0.21	0.35	0.41		
	60 mm ²			0.31	0.52	0.62		
	100 mm ²			0.39	0.65	0.78		
	150 mm ²			0.52	0.87	1.04		
	200 mm ²			0.60	1.00	1.20		

- (注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-9

高圧耐火ケーブル
(6kV EM-FP-C、6kV NH-FP-C)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工		その他	備考
			高圧耐火ケーブル [m]		[人]			
高圧耐火ケーブル	8 mm ²	m	1.05	1 式 （ 材料 価格 × 0.03 ）	1C	3C	1 式	
	0.023				0.039			
	0.029				0.047			
	0.036				0.062			
	0.050				0.081			
	0.064				0.108			
	0.088				0.147			
	0.109				0.182			
	0.134				0.224			
	0.154				0.259			
325 mm ²	0.197	0.328						

- (注) 1. 端末処理は、別途計上する。
 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 3. ピット及びトラフ内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 4. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-10

(ア) 低圧耐火ケーブル 1C～4C

(EM-FP-C、NH-FP-C)

細目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工				その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]		[人]					
低圧耐火ケーブル	1.2 mm	m	1.10	1 式 （材料価格× 0.05）	1C	2C	3C	4C	1 式	
	0.012				0.015	0.017	0.021			
	0.013				0.017	0.020	0.024			
	0.015				0.020	0.024	0.030			
	0.019				0.025	0.030	0.037			
	0.013				0.017	0.020	0.024			
	0.015				0.020	0.024	0.030			
	0.019				0.025	0.030	0.037			
	0.021				0.027	0.035	0.042			
	0.026				0.035	0.043	0.052			
	0.033		0.045		0.056	0.067				
	0.045		0.059		0.074	0.089				
	0.058		0.078		0.098	0.118				
	0.080		0.108		0.134	0.161				
	0.099		0.131		0.165	0.198				
	0.122		0.163		0.204	0.245				
	0.140		0.188		0.235	0.282				
	0.179		0.238		0.298	0.356				

(イ) 低圧耐火ケーブル 5C～30C

(EM-FP-C、NH-FP-C)

細目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工		その他	備 考
			低圧耐火ケーブル [m]		[人]			
低 圧 耐 火 ケ ー ブ ル	5C	m	1. 10	1 式 （ 材 料 価 格 × 0. 05 ）	1. 2mm	1. 6mm	1式	
					0. 024	0. 028		
	6C				0. 027	0. 031		
	7C				0. 030	0. 035		
	8C				0. 034	0. 038		
	10C				0. 040	0. 046		
	12C				0. 047	0. 054		
	15C				0. 060	0. 068		
	20C				0. 069	0. 079		
	30C				0. 083	0. 095		

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。
2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
3. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
4. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
5. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
7. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-11

制御用ケーブル
(EM-CEE、EM-CEE-S)

細目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工					その他	備考
			制御用 ケーブル [m]		[人]						
制 御 用 ケ ー ブ ル	2C	m	1.10	1 式 （材料 価格× 0.03）	1.25mm ²	2mm ²	3.5mm ²	5.5mm ²	8mm ²	1 式	
	3C				0.015	0.017	0.018	0.021	0.026		
	4C				0.017	0.019	0.021	0.024	0.030		
	5～6C				0.019	0.022	0.023	0.028	0.034		
	7～8C				0.025	0.028	0.030	0.037	0.044		
	9～10C				0.030	0.034	0.037	0.044	0.054		
	11～12C				0.037	0.042	0.045	0.054	0.066		
	13～14C				0.043	0.048	0.053	0.063	0.077		
	15～16C				0.048	0.053	0.058	0.069	—		
	17～18C				0.054	0.060	0.066	0.078	—		
	19～20C				0.059	0.065	0.072	0.085	—		
	21～22C				0.063	0.070	0.077	0.091	—		
	23～24C				0.068	0.076	0.083	—	—		
	25～27C				0.072	0.080	0.088	—	—		
	28～30C				0.075	0.083	0.091	—	—		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-12

屋内通信線
(EM-TIEF)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工	その他	備考
			屋内通信線 2コより平形 [m]		[人]		
屋内通信線	0.5 mm-2C	m	1.15	1 式 (材料価格×0.03)	0.010	1 式	
	0.65 mm-2C				0.012		
	0.8 mm-2C				0.012		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-13

ボタン電話ケーブル
(EM-EBT、EM-BTIEE)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工	その他	備考
			ボタン電話 ケーブル [m]		[人]		
ボタン 電話ケーブル	0.4 mm-2P	m	1.15	1 式 (材料価格×0.03)	0.014	1 式	
	0.5 mm-1P				0.013		
	0.5 mm-2P				0.014		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-14

耐熱ケーブル・警報用ケーブル
(EM-HP、NH-HP、EM-AE)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工			その他	備考
			耐熱ケーブル・ 警報用ケーブル [m]		[人]				
耐熱ケーブル・ 警報用ケーブル	2 C	m	1. 10	1 式 （材料 価格 × 0. 03 ）	0. 65mm	0. 9mm	1. 2mm	1 式	
	3 C				0. 013	0. 014	0. 015		
	4 C				0. 014	0. 016	0. 017		
	5 C				0. 014	0. 017	0. 018		
	6 C				0. 015	0. 018	0. 019		
	7 C				0. 015	0. 019	0. 020		
	5 P				0. 016	0. 020	0. 022		
	10 P				0. 017	0. 022	0. 027		
	15 P				0. 020	0. 025	0. 031		
	20 P				0. 022	0. 028	0. 034		
	25 P				0. 024	0. 031	0. 039		
	30 P				0. 027	0. 035	0. 043		
	50 P				0. 029	0. 037	0. 046		
	100 P				0. 039	0. 050	0. 062		
	150 P				0. 064	0. 083	0. 103		
	200 P				0. 083	0. 108	0. 133		
					0. 095	0. 123	0. 151		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-15

構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル
(EM-TKEE、EM-FCPEE、EM-FCPEE-S)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工			その他	備考
			構内ケーブル・ 着色識別ポリエチレンケーブル [m]		[人]				
構内ケーブル・ 着色識別ポリエチレンケーブル	5 P	m	1.10	1 式 （材料価格× 0.03）	0.5mm (0.65mm)	0.9mm	1.2mm	1 式	
	10 P				0.017	0.022	0.027		
	15 P				0.020	0.025	0.031		
	20 P				0.022	0.028	0.034		
	25 P				0.024	0.031	0.039		
	30 P				0.027	0.035	0.043		
	50 P				0.029	0.037	0.046		
	100 P				0.039	0.050	0.062		
	150 P				0.064	0.083	0.103		
	200 P				0.083	0.108	0.133		
					0.095	0.123	0.151		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-16

LAN用ケーブル
(EM-UTP)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工	その他	備考
			LAN用ケーブル [m]		[人]		
LAN用ケーブル	4P	m	1.10	1 式 (材料価格×0.03)	0.018	1 式	
	24P				0.030		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 6. JIS X 5150-1「汎用情報配線設備-第1部：一般要件」の伝送測定試験を含む。
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-17

同軸ケーブル
(EM-nC-2E、EM-S-nC-FB)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工	その他	備考
			同軸ケーブル [m]		[人]		
同軸ケーブル	3C	m	1.10	1 式 (材料価格×0.03)	0.017	1 式	
	5C				0.020		
	7C				0.027		
	10C				0.034		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-18

マイクロホン用コード
(EM-MOOS、EM-MEES)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			マイクロホン用 コード [m]				
マイクロホン用 コード	0.5 mm ² -1C	m	1.10	1 式 (材料価格×0.03)	0.013	1 式	
	0.5 mm ² -2C				0.015		
	0.5 mm ² -3C				0.016		
	0.75mm ² -2C				0.016		
	0.75mm ² -3C				0.017		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. コンクリート部分にサドル止め（カールプラグ止め）の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-19

光ファイバケーブル
(EM-OP-OM_n、EM-OP-OS_n、HP-OP)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			光ファイバケーブル [m]				
光ファイバケーブル	8C以下	m	1.10	1 式 (材料価格×0.03)	0.025	1 式	
	16C以下				0.033		
	300C以下				0.044		
	640C以下				0.060		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。
 5. 直線・成端接続及び接続後の伝送損失測定は別途計上する。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-20

光ファイバケーブル直線接続

細 目	摘 要	単位	電工 [人]	その他	備 考
光ファイバケーブル直線接続	5C(5テープ)以下	か所	1.34	1 式	
	10C(10テープ)以下		2.10		
	15C(15テープ)以下		2.73		
	20C(20テープ)以下		3.29		
	25C(25テープ)以下		3.81		
	30C(30テープ)以下		4.29		
	35C(35テープ)以下		4.74		
	40C(40テープ)以下		5.17		
	45C(45テープ)以下		5.58		
	50C(50テープ)以下		5.98		

- (注) 1. 直線接続とは、クロジャヤ使用での直線接続を標準とし、同時施工の分岐ケーブルがある場合には、ケーブルの成端処理として電工の歩掛りに 0.23人/本を加算する。
2. 成端処理及び心線対照を含む。
3. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。
4. 接続後の伝送損失測定は別途計上する。
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-21

光ファイバケーブル成端接続

細 目	摘 要	単位	電工 [人]	その他	備 考
光ファイバケーブル成端接続	5C(5テープ)以下	か所	0.738	1 式	
	10C(10テープ)以下		1.31		
	15C(15テープ)以下		1.82		
	20C(20テープ)以下		2.31		
	25C(25テープ)以下		2.78		
	30C(30テープ)以下		3.23		
	35C(35テープ)以下		3.67		
	40C(40テープ)以下		4.09		
	45C(45テープ)以下		4.51		
	50C(50テープ)以下		4.92		

- (注) 1. 成端接続とは、成端箱等での光ファイバケーブルの接続、固定及び光コネクタ付きケーブル（コード）との接続とする。
2. 成端処理及び心線対照を含む。
3. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。
4. 接続後の伝送損失測定は別途計上する。
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-22

光ファイバケーブル伝送損失測定

細 目	摘 要	単位	電工 [人]	その他	備 考
光ファイバケーブル伝送損失測定	4C以下	か所	0.299	1 式	
	12C以下		0.467		
	20C以下		0.635		
	40C以下		1.06		
	60C以下		1.48		
	80C以下		1.90		
	100C以下		2.32		
	120C以下		2.74		
	140C以下		3.16		
	160C以下		3.58		
	180C以下		4.00		
	200C以下		4.42		

- (注) 1. ふ設、接続及びコネクタ取付け後に行う開放端までの伝送損失測定とする。
 2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-23

導入線

細 目	単 位	材 料	電工 [人]	その他	備 考
		導入線 [m]			
導入線	m	1.15	0.005	1 式	

- (注) 1. 導入線は、1.2mm樹脂被覆鉄線とする。
 2. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-24

バスダクト

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備 考
			バスダクト [m]				
バスダクト (アルミ-鉄) (アルミ-アルミ)	3線 200A	m	1	1式 (材料価格 × 0.02)	0.261	1式	
	3線 400A		1		0.348		
	3線 600A		1		0.435		
	3線 800A		1		0.565		
	3線 1000A		1		0.739		
	3線 1200A		1		0.913		
	3線 1500A		1		1.09		
	3線 2000A		1		1.30		
	4線 200A		1		0.313		
	4線 400A		1		0.417		
	4線 600A		1		0.522		
	4線 800A		1		0.678		
	4線 1000A		1		0.887		
	4線 1200A		1		1.10		
	4線 1500A		1		1.30		
	4線 2000A		1		1.55		

- (注) 1. 絶縁バスダクトにも適用する。
 2. バスダクト（銅-鉄）の場合は、電工の歩掛りを1.1倍して用いる。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-25

ライティングダクト（直付）

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			ライティングダクト [m]				
ライティングダクト	2線式 15A	m	1	1式 (材料価格 ×0.02)	0.100	1式	
	2線式 20A		1		0.105		
	2線式 25A, 30A		1		0.110		

- (注) 1. つり下げの場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 2. 埋込みの場合は、電工の歩掛りを1.4倍して用いる。
 3. 4線式の場合は、2線式の電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

2－3 市場単価

（1）適用条件及び留意事項

- イ. 600V絶縁電線（EM-IE）及び600V絶縁ケーブル（EM-EEF）に適用する。
- ロ. 600V絶縁電線は、ラック、ピット、トラフ及びダクトにも用いる。
- ハ. ボックス内の分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

（2）細目工種

表 E1-1-26

細 目	摘 要	単位	備考
600V絶縁電線	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE） 管内配線（1.6mm ² ～100mm ² ）	m	
600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形（EM-EEF） ころがし配線（1.6mm-2C～2.0mm-2C及び1.6mm-3C～2.0mm-3C）	m	

3 接地工事

3-1 一般事項

- (1) 表E1-1-27の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 表E1-1-28の細目工種は、市場単価を適用する。
 (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

3-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ．接地端子箱に適用する。
 ロ．労務は取付け、結線及び試験調整を含む。

- (2) 細目工種

表 E1-1-27

接地端子箱							
細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電 工 [人]	その他	備 考
			接地端子箱 [個]				
接地端子箱	1、2個端子用	個	1	1 式 (材料価格×0.02)	0.250	1 式	
	3、4個端子用		1		0.440		
	5、6個端子用		1		0.600		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

3-3 市場単価

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ．接地極（銅板式及び打込式）及び接地極埋設標に適用する。
 ロ．補助接地極・抵抗低減材は含まない。
 ハ．接地極のリード線と接続する地中埋設物部分の接地工事は含まない。

- (2) 細目工種

表 E1-1-28

細 目	摘 要	単位	備 考
接地極銅板式	銅板 900×900×1.5 t	か所	
接地極銅板式	銅板 600×600×1.5 t	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 単独打込	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 2連結打込	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 3連結打込	か所	
接地極埋設標	金属製 (接地抵抗測定を含む)	枚	

4 塗装工事

4-1 一般事項

- (1) 表E 1-1-29の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

4-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 電線管、露出ボックス及び平板の現場における塗装に適用する。

- (2) 細目工種

表 E1-1-29

塗装工事

細目	摘 要		単位	材料	塗装工	その他	備 考
				塗料 [kg]	[人]		
塗装工事	薄鋼電線管 ねじなし電線管	C19, E19	m	0.013	0.004	1 式	
		C25, E25		0.017	0.006		
		C31, E31		0.021	0.007		
		C39, E39		0.025	0.009		
		C51, E51		0.033	0.012		
		C63, E63		0.041	0.015		
		C75, E75		0.049	0.018		
	厚鋼電線管	G16	m	0.014	0.005		
		G22		0.017	0.007		
		G28		0.022	0.008		
		G36		0.027	0.010		
		G42		0.031	0.011		
		G54		0.039	0.014		
		G70		0.049	0.018		
		G82		0.057	0.020		
		G92		0.065	0.023		
		G104		0.073	0.026		
	露出ボックス		個	0.0041	0.0011		
	平 板		m ²	0.17	0.046		

(注) 1. 「その他」の率対象は、塗料及び塗装工とする。

5 機器搬入

5－1 一般事項

- （１）機器搬入は標準歩掛りを適用する。
- （２）本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- （３）本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第１編 総則」に基づき適切に算定する。

5－2 標準歩掛り

適用条件及び留意事項

- イ．機器搬入費は、機器を現場敷地内の仮置場から設置場所へ運び入れ、基礎上に仮据付を行うまでの費用であり、単独の機器の質量が100kg以上の機器搬入について適用する。
なお、機器は、受変電、電力貯蔵装置等とする。
- ロ．第４編機械設備工事 第１章 第１節 ５ 機器搬入の標準歩掛りによる。

第2節 電力設備工事

1 電灯設備

1-1 一般事項

- （1）表E 1-2-1～表E 1-2-16の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- （2）本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- （3）本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1-2 標準歩掛り

- （1）適用条件及び留意事項
 - イ．配線器具、照明器具及び分電盤類に適用する。
 - ロ．労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。
 - ハ．開閉器箱・分電盤は、労務費を表より算出する。
なお、材料費は別途計上する。

（2）細目工種

表 E1-2-1

配線器具その他（ア）

細目	摘 要	単位	材 料								雑材料	電工 [人]	その他	備考
			タンブラ スイッチ 1P15A [個]	タンブラ スイッチ 2P15A [個]	タンブラ スイッチ 3W15A [個]	タンブラ スイッチ 4W15A [個]	パイロット ランプ PL [個]	プレート 1連用 (1～3ヶ用) [個]	プレート 2連用 (4～6ヶ用) [個]	取付枠 [個]				
タン ブ ラ ス イ ッ チ （ 大 角 連 用 形 ）	1P15A×1	個	1					1		1	1 式 （ 材 料 価 格 × 0.02 ）	0.054	1 式	プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。
	1P15A×2		2					1		1		0.081		
	1P15A×3		3					1		1		0.108		
	1P15A×4		4						1	2		0.135		
	1P15A×5		5						1	2		0.162		
	1P15A×6		6						1	2		0.189		
	1P15A×1 PL×1	個	1				1	1		1		0.081		
	1P15A×2 PL×1		2				1	1		1		0.108		
	1P15A×2 PL×2		2				2		1	2		0.135		
	1P15A×1 2P15A×1	個	1	1				1		1		0.097		
	1P15A×2 2P15A×1		2	1				1		1		0.124		
	1P15A×1 3W15A×1		1		1			1		1		0.097		
	1P15A×2 3W15A×1		2		1			1		1		0.124		
	1P15A×1 4W15A×1		1			1		1		1		0.097		
	1P15A×2 4W15A×1		2			1		1		1		0.124		
	2P15A×1	個		1				1		1		0.070		
	2P15A×2			2				1		1		0.105		
	2P15A×3			3				1		1		0.140		
	2P15A×4			4					1	2		0.175		
	2P15A×1 PL×1	個		1			1	1		1		0.097		
	2P15A×2 PL×2			2			2		1	2		0.159		
	3W15A×1	個			1			1		1		0.070		
	3W15A×2				2			1		1		0.105		
	4W15A×1	個				1		1		1		0.070		
	4W15A×2					2		1		1		0.105		

（注） 1. 摘要に掲げる組合せ以外の配線器具の組合せの場合は、器具について当該組合せの器具とし、電工の歩掛りは次による。

$S = A + (B + C + \dots) \times 0.5$ S：組合せた配線器具の電工の歩掛り

A：組合せる配線器具の中で最大の電工の歩掛り

B、C、…：A以外の配線器具の電工の歩掛り

2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-2

配線器具その他（イ）		材 料																				雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考							
細 目	摘 要	単位	コンセント																プレート													
			連用形 2 P 1 5 A	連用形 2 P 1 5 A × 2 （一体形）	連用形（抜止め） 2 P 1 5 A	連用形（抜止め） 2 P 1 5 A × 2 （一体形）	連用形 2 P 1 5 A × 1 （接地端子付 一体形）	連用形 2 P 1 5 A × 2 （接地端子付 一体形）	連用形 2 P 1 5 A （接地極付）	連用形 2 P 1 5 A × 2 （接地端子付 一体形）	連用形 2 P 1 5 A × 1 （接地端子付 一体形）	連用形 2 P 1 5 A × 2 （接地端子付 一体形）	2 P 1 5 A	2 P 1 5 A （引掛形）	2 P 2 0 A	2 P 2 0 A （引掛形）	2 P 3 0 A	3 P 1 5 A	3 P 2 0 A	3 P 3 0 A	2 P 1 5 A （引掛形接地極付）	（防雨形 抜止め接地極×2 2 P 1 5 A × 2 接地端子付）	ハイテンション プラグ	接地端子（連用形）	連用形 1 連用	1 ～ 3 ケ用	フロアプレート	取付枠				
			[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[人]				
コンセント	連用形2P15A×1	個	1																					1			1	1 式 （材料価格× 0.02）	0.054	1 式	プレートは、 樹脂製、ステン レス製又は新金 属製とする。	
	連用形2P15A×2		2																					1			1		0.081			
	連用形2P15A×2（一体形）			1																					1							0.054
	連用形2P15A×1（抜止め）				1																				1				1			0.054
	連用形2P15A×2（抜止め）				2																				1				1			0.081
	連用形2P15A×2（抜止め 一体形）					1																			1							0.054
	連用形2P15A×1（接地端子付）		1																					1	1		1		0.067			
	連用形2P15A×1（接地端子付 一体形）						1																		1							0.067
	連用形2P15A×2（接地端子付）		2																						1	1			1			0.094
	連用形2P15A×2（接地端子付 一体形）							1																	1							0.067
	連用形2P15A×1（接地極付）								1																1				1			0.067
	連用形2P15A×2（接地極×2 付 一体形）									1															1							0.067
	連用形2P15A×1（接地極 接地端子付 一体形）										1														1							0.067
	連用形2P15A×2（接地極×2 接地端子×1 付 一体形）											1													1							0.067
	2P15A×1	個										1														1						0.054
	2P20A×1（プラグ共）													1									1			1						0.065
	2P30A×1（プラグ共）															1							1			1						0.091
	3P15A×1（プラグ共）																1						1			1						0.080
	3P20A×1（プラグ共）																	1					1			1						0.083
	3P30A×1（プラグ共）																		1				1			1						0.122
	2P15A×1（引掛形プラグ共）	個											1										1			1						0.054
	2P20A×1（引掛形プラグ共）													1									1			1						0.065
	2P15A×1（引掛形接地極付プラグ共）																			1			1			1						0.080
	2P15A×2（防雨形 抜止め 接地極×2 接地端子付）																				1											0.067
ハイテンション アウトレット	2P15A×1	個																				1							0.096			
フロアプレート	水平高低調整式	個																							1				0.087			

（注） 1. 摘要に掲げる組合せ以外の配線器具の組合せの場合は、器具について当該組合せの器具とし、電工の歩掛りは次による。

$$S = A + (B + C + \cdots) \times 0.5$$

S：組合せた配線器具の電工の歩掛り

A：組合せる配線器具の中で最大の電工の歩掛り

B、C、…：A以外の配線器具の電工の歩掛り

2. 「その他」の率対象は、電工とする。

プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。

表 E1-2-3

配線器具その他（ウ）

細 目	摘 要	単 位	材 料								雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
			プ ル ス イ ッ チ 250 V 3 A [個]	押 釦 [個]	ブ ザ ー [個]	自 動 点 滅 器 [個]	カ ッ ト ア ウ ト ス イ ッ チ [個]	取 付 枠 [個]	プ レ ー ト [個]	計 器 箱 [個]	電 力 量 計 [個]			
プルスイッチ	250V-3A	個	1									1 式 （材料価格× 0.02 ）	0.081	1 式
押釦	連用形	個		1				1	1				0.054	
ブザー		個			1								0.081	
自動点滅器		個				1							0.163	
カットアウトスイッチ	2P15A	個					1						0.209	
計器箱	30A	個								1			0.174	
電力量計		個									1		0.435	

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-4

配線器具その他（エ） 2線式（多重伝送制御）

細 目	摘 要	単位	材 料					雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			リモ コン リレー	ター ミナル ユニ ット	フル 2線 式リ モコン スイ ッチ	プレ ート 1連 用	プレ ート 2連 用				
			[個]	[個]	[個]	[個]	[個]		[人]		
リモコンリレー	20A	個	1					1式 （材料 価格× 0.02）	0.168	1式	新金属製とする。 ステンレス製又は 樹脂製、
リモコンリレー T/U付	6A×1	個	1						0.125		
	6A×4		1						0.400		
ターミナルユニット	1個用	個		1					0.050		
	4個用			1					0.100		
フル2線式 リモコンスイッチ	リモコンスイッチ 1回路	個			1	1			0.064		
	リモコンスイッチ 2回路				1	1			0.084		
	リモコンスイッチ 3回路				1	1			0.104		
	リモコンスイッチ 4回路				1	1			0.124		
	リモコンスイッチ 5回路				1		1		0.166		
	リモコンスイッチ 6回路				1		1		0.186		
	リモコンスイッチ 7回路				1		1		0.206		
	リモコンスイッチ 8回路				1		1		0.226		

- (注) 1. リモコンリレー及びリモコンスイッチの電工の歩掛りには設定費を含む。
2. 摘要に掲げる組合せ以外のフル2線式リモコンスイッチの電工の歩掛りは次による。
- 9回路以上 $S = 0.044 + (0.044 \times (m - 1) / 2) + 0.02 \times n$
- S：フル2線式リモコンスイッチの電工の歩掛り
- n：フル2線式リモコンスイッチの回路数
- m：プレートの連用数（ $n / 4$ 小数点以下切上げて整数とする。）
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-5

配線器具その他（オ）

細 目	摘 要	単位	材 料				雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			医用 コンセント 2P15A （複式） （接地極付）	医用 接地端子	医用 接地センタボディー （プレート付）	プレート （1～3ヶ用）				
			[個]	[個]	[個]	[個]		[人]		
医用接地 コンセント	2P15A×2 （接地極付）	個	1			1	1 式 （材料 価格× 0.02）	0.087	1 式	新金属製とする。 プレートは樹脂製、 ステンレス製又は
医用接地端子		個		1		1		0.046		
医用接地 センタボディー	プレート付	個			1			0.098		

- （注） 1. 医用接地コンセント、医用接地端子及び医用接地センタボディーの電工の歩掛りには、JIS T 1022による電気抵抗の測定を含む。
2. 医用接地センタボディーにはボックスを別途計上する。
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-6

配線器具その他（力）

細目	摘 要	単位	材 料			雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			蓋付 フロー アー ボック ス	フロ ア内 コネク タ	二重床用 接地プ ラグ付 テー ブルタ ップ （ハー ネス ジョイ ントボ ックス 用）				
			[個]	[個]	[個]		[人]		
O A フロ ア用 器具	蓋付フローアーボックス	個	1			1 式 （材料 価格× 0.02）	0.080	1 式	
	フロア内コネクタ （20A、3C 差込式、 速結端子付）	個		1			0.054		
		個		1			0.067		床固定を含む。
	二重床用接地プラグ付 テーブルタップ （ハーネスジョイント ボックス用）	個			1		0.034		コンセント個口 4個まで 附属ケーブル 5mまで

（注）1. 蓋付フローアーボックスで配線器具が組合せの場合は、器具について当該組合せの器具とし、電工の歩掛りは次による。

$$S = A + (B + C + \dots) \times 0.5$$

S：組合せた配線器具の電工の歩掛り

A：蓋付フローアーボックス

B、C、・・・：Aに組込む配線器具の電工の歩掛り

2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-7

LED照明器具（ア）

細 目	摘 要	単位	材料	雑材料	電 工 [人]	その他	備 考
			L 照 E 明 D 器 具 [個]				
LED照明器具 (ベースライト 露出形)	LSS1-2・LSS9-2 (650×200未満)	個	1	1 式 (材 料 価 格 × 0.05)	0.117	1 式	
	LSS10-2 (650×200以上)		1		0.149		
	LSS1-4・LSS9-4・LSS12-4 ・LSS13-4 (1260×200未満)		1		0.178		
	LSS6-4・LSS7-4・LSS10-4 (1260×200以上)		1		0.222		
	LSS15-4 (500×500)		1		0.178		
	LSS15-7 (740×740)		1		0.258		
LED照明器具 (ベースライト 埋込形)	LRS6-2 (650×200未満)	個	1		0.180		
	LRS3-2 (650×200以上)		1		0.227		
	LRS6-4・LRS10-4 (1300×200未満)		1		0.266		
	LRS3-4・LRS8-4・LRS20-4 (1300×200以上)		1		0.332		
	LRS15-3 (400×400)		1		0.227		
	LRS9-4・LRS15-4 (500×500)		1		0.266		
	LRS9-6・LRS15-6 (650×650)		1		0.392		
	LRS7-4 (1300×200以上) (システム天井用)		1	—	(0.332 ×0.6)		
	LRS28-6・LRS29-6 (600×600) (システム天井用)		1		(0.392 ×0.6)		
LED照明器具 (ブラケット ライト 露出形)	LBF2・LBF4 (600以下×450以下)	個	1	1 式 (材料価格 ×0.05)	0.130	1 式	
	LBF3-2 (800×200未満)		1		0.117		
	LBF3-4・LBF11 (1260×200未満)		1		0.178		

(注) 1. 一体形LEDに適用する。

2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、（ ）は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示す。

3. LED制御装置の取付けを含む。

4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。

5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。

6. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人／個を加算する。

7. 金属線ぴに取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。

8. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。

9. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-8

LED照明器具（イ）

細 目	摘 要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考
			L 照 E 明 D 器 具 [個]				
LED照明器具 (ダウンライト 埋込形)	LRS1・LRS11・LRS12・LRS13 LRS14・LRS16・LRS17・LRS18 (天井切込み寸法100～150φ)	個	1	1 式 (材料 価格 × 0.05)	0.209	1 式	
	LRS1 (天井切込み寸法200φ)		1		0.240		
	LRS1 (天井切込み寸法250φ)		1		0.282		
LED照明器具 (高天井ダウンライト 露出形)	LSR1・LSR2 ※170001m、200001m	個	1		0.348		
	LSR1・LSR2 ※340001m、400001m		1		0.417		
LED照明器具 (高天井ダウンライト 埋込形)	LRS2 (天井切込み寸法400φ) ※120001m、160001m	個	1		0.357		

(注) 1. 一体形LEDに適用する。

2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、（ ）は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示し、※の定格光束は代表値を示す。

3. LED制御装置の取付けを含む。

4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。

5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。

6. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。

7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。

8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-9

LED照明器具（ウ）

細 目	摘 要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考
			L E D 照 明 器 具 [個]				
LED照明器具 (投光器)	LPJ1 ※180001m	個	1	1 式 (材料価格 ×0.05)	1.43	一式	
	LPJ1 ※500001m		1		1.74		

(注) 1. 一体形LEDに適用する。

2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、※の定格光束は代表値を示す。

3. LED制御装置の取付けを含む。

4. 別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。

5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-10

LED照明器具（エ）

細 目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電工	その他	備考
			L 照 E 明 D 器 具	ポール				
				T(B) 3.5~5				
			[灯]	[本]		[人]		
LED照明器具 (屋外ポールライト)	LST1・LST2・ LST3・LST4・LSA2 ※6000lm	灯	1	1	1 式 (材料価格 ×0.05)	1.84	1 式	
	LSA1 (太陽電池パネル)		1			2.48		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。
 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、※の定格光束は代表値を示す。
 3. LED制御装置の取付けを含む。
 4. 基礎は別途とする。
 5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-11

LED照明器具（オ）

細 目	摘 要	単位	材料 L 照 E 明 D 器 具	雑材料	電工	その他	備考
			[灯]		[人]		
LED照明器具 (屋外ガーデンライト)	LPT1 (150φ×1100)	灯	1	1 式 (材料価格 ×0.05)	0.755	1 式	

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。
 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、（ ）は標準的な器具寸法を示す。
 3. LED制御装置の取付けを含む。
 4. 高さは2m以下とする。
 5. 基礎は別途とする。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-12

照明制御器

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			照明制御器 (センサ) [個]				
照明制御器 (センサ)		個	1	1 式 (材料価格×0.02)	0.159	1 式	

- (注) 1. 埋込形及び直付形に適用する。
 2. 照明器具一体形には適用しない。
 3. システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-13

誘導灯

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			誘導灯 [個]				
誘導灯	C	個	1	1 式 (材料価格×0.05)	0.174	1 式	
	BL、BH		1		0.200		
	A		1		0.313		

- (注) 1. 消防関係法令による避難口誘導灯及び通路誘導灯とする。
 2. Cは避難口C級及び通路C級とする。
 3. BLは避難口B級・BL形及び通路B級・BL形とする。
 4. BHは避難口B級・BH形及び通路B級・BH形とする。
 5. Aは避難口A級及び通路A級とする。
 6. 点滅形は、電工の歩掛りに0.05人／個を加算する。
 7. 点滅式誘導音付加形は、電工の歩掛りに0.1人／個を加算する。
 8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-14

非常用照明器具 (LED灯)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			非常用 照明器具 [個]				
非常用照明器具 (露出形)	LED	個	1	1 式 (材料価格×0.05)	0.130	1式	
非常用照明器具 (埋込形)	LED		1		0.209		

- (注) 1. インサート、つりボルト等の取付けを含む。
 2. 金属線ぴに取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-15

開閉器箱・分電盤（ア）

細目	摘 要	単位	雑材料	電 工 [人]		その他	備 考
開閉器箱・分電盤	開閉器（極数・定格電流）	個	1 式 （材料価格× 0.02）	MCCB	KS	1 式	
	1P 30A			0.211	0.263		
	1P 60A			0.302	0.377		
	2P 30A			0.264	0.330		
	2P 60A			0.380	0.475		
	2P 100A			0.526	0.657		
	2P 225A（200）			0.741	0.926		
	2P 400A（300）			0.894	1.12		
	3P 30A			0.387	0.483		
	3P 60A			0.558	0.698		
	3P 100A			0.708	0.885		
	3P 225A（200）			1.04	1.30		
	3P 400A（300）			1.26	1.58		
	4P 30A			0.503	—		
	4P 60A			0.725	—		
	4P 100A			0.920	—		
	4P 225A			1.35	—		
	4P 400A			1.64	—		
	協約形 単極サイズ [※] 2P 30A			0.200	—		
	小形サイズ [※] 2P 30A			0.190	—		

- （注）1. 電磁開閉器はKSの電工の歩掛りを用いる。
2. （ ）内の数値はKSとする。
3. 開閉器箱・分電盤の電工の歩掛りは、盤ごとに算出する。
4. 算出人員が3人未満の場合は、実数人員とし、3人以上の場合は、次表により修正する。
5. OA盤及び実験盤にも適用する。
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

修正表（開閉器箱・分電盤）

算出人員	適用人員	算出人員	適用人員
3 人以上 ～ 4 人未満	3	16 人以上 ～ 19 人未満	12
4 人以上 ～ 5 人未満	4	19 人以上 ～ 22 人未満	15
5 人以上 ～ 6 人未満	5	22 人以上 ～ 26 人未満	18
6 人以上 ～ 7 人未満	6	26 人以上 ～ 30 人未満	21
7 人以上 ～ 8.5人未満	7	30 人以上 ～ 35 人未満	24
8.5人以上 ～ 10 人未満	8	35 人以上 ～ 41 人未満	28
10 人以上 ～ 13 人未満	10	41 人以上 ～ 48 人未満	33
13 人以上 ～ 16 人未満	11		

表 E1-2-16

開閉器箱・分電盤（イ）

細 目	摘 要	単 位	材 料									雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			リモ コン リレ ー	リモ コン トラ ンス	ター ミナル ユニ ット	伝 送 ユニ ット	電 磁 接 触 器	タイ ム スイ ッチ	コン トロ ール ユニ ット	低 圧 用 SP D	電 力 量 計				
			[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]		[人]		
リモコンリレー	20A	個	1									1 式 （材料 価格× 0.02）	0.084	1 式	
リモコントランス		個		1									0.050		
リモコンリレー T/U付	6A×1	個	1										0.062		
	6A×4		1										0.200		
ターミナルユニット	1個用	個			1								0.025		
	4個用				1								0.050		
伝送ユニット		個				1							0.146		
電磁接触器	2P協約形	個					1						0.125		
タイムスイッチ	協約形	個						1					0.050		
コントロールユニット	タイムスイッチ用	個							1				0.050		
コントロールユニット AS付	タイムスイッチ用 自動点滅器対応	個							1				0.125		
低圧用SPD	クラスⅡ （分離器含む）	個								1			0.194		
電力量計		個									1		0.217		

- （注） 1. 前表の開閉器箱・分電盤（ア）の電工の歩掛りに加算する。
 2. リモコン機器は2線式（多重伝送制御）とする。
 3. リモコンリレーの電工の歩掛りには設定費を含む。
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

2 動力設備

2-1 一般事項

- （1）表E 1-2-17及び表E 1-2-18の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- （2）表E 1-2-19の細目工種は、市場単価を適用する。
- （3）本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- （4）本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2-2 標準歩掛り

- （1）適用条件及び留意事項

- イ．制御盤及び電動機・電極その他結線に適用する。
- ロ．労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。
- ハ．制御盤は、労務費を表より算出する。
なお、材料費は別途計上する。

- （2）細目工種

表 E1-2-17

制御盤						
細目	摘 要	単位	雑材料	電工 [人]	その他	備 考
制御盤	負荷 2.2kW以下	回路	1 式 (材料 価格 × 0.01)	1.59	1 式	
	負荷 3.7kW以下			1.77		
	負荷 5.5kW以下			1.86		
	負荷 7.5kW以下			1.95		
	負荷 11kW以下			2.12		
	負荷 15kW以下			2.30		
	負荷 22kW以下			2.57		
	負荷 30kW以下			2.92		
	負荷 37kW以下			3.10		
	負荷 45kW以下			3.19		
	負荷 55kW以下			3.27		

- （注）1. 同一回路の自動交互運転等の場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。
 2. 制御盤の電工の歩掛りは、盤ごとに算出する。
 3. 算出人員が2.5人未満の場合は、実数人員とし、2.5人以上の場合は、次表により修正する。
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

修正表（制御盤）

算出人員	適用人員	算出人員	適用人員	算出人員	適用人員
2.5人以上 ～ 3.5人未満	3	10.0人以上 ～ 11.5人未満	9	24.0人以上 ～ 40.0人未満	0.6倍
3.5人以上 ～ 4.5人未満	4	11.5人以上 ～ 13.0人未満	10	40.0人以上 ～ 44.0人未満	24
4.5人以上 ～ 5.5人未満	5	13.0人以上 ～ 15.0人未満	11	44.0人以上 ～ 69.0人未満	0.55倍
5.5人以上 ～ 7.0人未満	6	15.0人以上 ～ 17.0人未満	12	69.0人以上 ～ 76.0人未満	38
7.0人以上 ～ 8.5人未満	7	17.0人以上 ～ 19.0人未満	13	76.0人以上	0.5倍
8.5人以上 ～ 10.0人未満	8	19.0人以上 ～ 24.0人未満	14		

表 E1-2-18

電動機・電極その他結線

細 目	単位	材料 電極 [組]	雑材料	電工 [人]	その他	備 考
電動機結線 直入始動方式	台		—	0.174	1 式	
電動機結線 直入始動方式以外			—	0.348		
低圧コンデンサ			—	0.261		
電極結線	組		—	0.200		
電極	組	1	1 式 (材料価格×0.02)	0.700		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

2-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 電動機その他接続材に適用する。
 ロ. 電動機への接続（二種金属製可とう電線管）に適用する。
 なお、支持材、耐震支持材及び塗装は別途計上する。

(2) 細目工種

表 E1-2-19

細 目	摘 要	単位	備考
電動機その他接続材	二種金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆なし	か所	
電動機その他接続材	二種金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆あり	か所	
電動機その他接続材	二種金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆あり (防水)	か所	

3 雷保護設備

3-1 一般事項

- (1) 表E1-2-20の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

3-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
突針、導線、導体類、端子類及び接続端子箱に適用する。

- (2) 細目工種

表 E1-2-20

雷保護設備

細 目	摘 要	単 位	材 料											雑 材 料	電 工	溶 接 工	そ の 他	備 考
			突 針	導 線	銅 より 線	銅 帯 又 は アル ミ 帯	支 持 管	取 付 金 具	支 持 金 具	支 持 ボ ル ト	接 続 端 子	水 切 端 子	端 子 箱					
			[個]	[m]	[m]	[m]	[本]	[組]			[個]	[個]	[個]		[人]	[人]		
突針	屋上・外壁	基	1				1	1						1式 (材料価格 ×0.02)	2.65	—	1式	
導線		m		1.1					1式						0.092	—		
水平導体 又は メッシュ 導体		m			1.05					1式					0.122	—		
		m				1.05				1式					0.200	—		
鉄筋等 接続端子		個									1			1式 (材料価格 ×0.10)	—	0.230		
水切端子		個										1		1式 (材料価格 ×0.02)	0.175	—		
試験用 接続端子 箱	1、2個 端子用	個											1		0.250	—		
	3、4個 端子用												1		0.440	—		
	5、6個 端子用												1		0.600	—		

- (注) 1. 突針の支持管が5mを超える場合は1m増すごとに0.26人を電工の歩掛りに加算する。
2. 「その他」の率対象は、電工及び溶接工とする。

3－3 市場単価

（１）適用条件及び留意事項

- イ．接地極（銅板式及び打込式）及び接地極埋設標に適用する。
- ロ．補助接地極・抵抗低減材は含まない。
- ハ．接地極のリード線と接続する地中埋設物部分の接地工事は含まない。

（２）細目工種

表 E 1－1－2 8 による。

4 受変電設備

4-1 一般事項

- (1) 表E1-2-21～表E1-2-27の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

4-2 標準歩掛り

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 受配電盤、高圧機器及び工事材料に適用する。
 ロ. 労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。
 ハ. 受配電盤、変圧器、高圧進相コンデンサ及び直列リアクトルは、労務費を表より算出する。
 なお、材料費は別途計上する。

(2) 細目工種

表 E1-2-21

受配電盤

細 目		摘 要		単 位	材 料		雑 材 料	電 工 [人]	普通作業員 [人]	そ の 他	搬 入 費	備 考
					受配電盤 [面]	低圧盤 [面]						
閉鎖形	受配電盤	遮断容量	7.2kV 8.0kA	面	1		1 式 (材料価格× 0.002)	4.78	1.86	1 式	1 式	
			7.2kV 12.5kA		1			5.40	2.21			
	低圧盤	盤幅	800mm以下	面		1		3.98	2.12			
			800mm超過			1		5.31	2.65			
開放形	受配電盤	遮断容量	7.2kV 4.0kA	面	1			4.16	1.68			
			7.2kV 8.0kA		1			5.04	2.04			
	低圧盤	盤幅	800mm以下	面		1		2.65	2.12			
			800mm超過			1		3.54	2.65			

- (注) 1. 変圧器盤は、低圧盤の電工及び普通作業員の歩掛りを適用する。ただし、変圧器は含まない。
 2. 2段積（遮断器）の場合には、電工及び普通作業員の歩掛りを 1.4倍して用いる。
 3. 3.6kVの受配電盤にも用いる。
 4. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-22

変圧器

細 目	摘 要	単位	材料	雑 材 料	電 工 [人]	普 通 作 業 員 [人]	そ の 他	搬 入 費	備 考
			変 圧 器 [台]						
変圧器 (6kV／3kV)	単相 10kVA	台	1	1 式 (材料価格× 0.002)	0.460	0.460	1 式	1 式	
	単相 20kVA		1		0.779	0.779			
	単相 30kVA		1		0.823	0.823			
	単相 50kVA		1		0.973	0.973			
	単相 75kVA		1		1.60	1.60			
	単相 100kVA		1		1.71	1.71			
	単相 150kVA		1		2.12	2.50			
	単相 200kVA		1		2.25	2.65			
	単相 250kVA		1		2.59	2.98			
	単相 300kVA		1		2.90	3.37			
	単相 400kVA		1		3.41	4.29			
	単相 500kVA		1		3.81	4.68			
	三相 10kVA	台	1		0.584	0.584			
	三相 20kVA		1		0.947	0.947			
	三相 30kVA		1		1.04	1.04			
	三相 50kVA		1		1.22	1.22			
	三相 75kVA		1		1.81	1.81			
	三相 100kVA		1		2.01	2.01			
	三相 150kVA		1		2.47	2.84			
	三相 200kVA		1		2.74	3.15			
	三相 250kVA		1		3.09	3.58			
	三相 300kVA		1		3.55	3.95			
	三相 400kVA		1		3.89	4.79			
	三相 500kVA		1		4.37	5.25			

- (注) 1. 油入又は乾式（箱共）の場合とする。
 2. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-23

高圧進相コンデンサ

細 目	摘 要	単位	材料	雑 材 料	電 工	普 通 作 業 員	そ の 他	搬 入 費	備考
			高圧進相 コンデンサ						
			[台]		[人]	[人]			
高圧進相 コンデンサ (6kV／3kV)	三相 10/12kvar	台	1	1 式 (材料 価格 × 0.002)	0.248	0.248	1 式	1 式	
	三相 15/18kvar		1		0.301	0.301			
	三相 20/24kvar		1		0.442	0.442			
	三相 25/30kvar		1		0.558	0.558			
	三相 30/36kvar		1		0.575	0.575			
	三相 50kvar		1		0.655	0.655			
	三相 75kvar		1		1.13	1.13			
	三相 100kvar		1		1.26	1.26			
	三相 150kvar		1		1.59	1.59			
	三相 200kvar		1		1.78	1.78			

- (注) 1. 油入又は乾式（箱共）の場合とする。
 2. 放電コイルの取付けを含む。
 3. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-24

直列リアクトル（高圧進相コンデンサ用）

細 目	摘 要	単位	材料	雑 材 料	電 工	普 通 作 業 員	そ の 他	搬 入 費	備考
			直列 リアクトル						
			[台]		[人]	[人]			
直列 リアクトル (6kV／3kV)	三相SC 50kvar用	台	1	1 式 (材料 価格 × 0.002)	0.629	0.629	1 式	1 式	
	三相SC 75kvar用		1		0.682	0.682			
	三相SC 100kvar用		1		0.823	0.823			
	三相SC 150kvar用		1		0.911	0.911			
	三相SC 200kvar用		1		0.973	0.973			

- (注) 1. 油入又は乾式（箱共）の場合とする。
 2. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-25

高圧開閉器その他

細 目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電工 [人]	その他	備 考
			高圧開閉器 その他 [台]	[個]				
高圧負荷開閉器	3P 100A	台	1		1 式 (材料価格 × 0.02)	0.690	1 式	
	3P 200A		1			0.823		
	3P 300A		1			0.920		
高圧負荷開閉器 (地絡継電器付)	3P 100A	台	1			0.794		
	3P 200A		1			0.946		
	3P 300A		1			1.05		
断路器	単極単投 100A	個		1		0.275		
	単極単投 200A			1		0.412		
	単極単投 400A			1		0.530		
	3 極単投 100A	個		1		0.549		
	3 極単投 200A			1		0.823		
	3 極単投 400A			1		1.06		
高圧カットアウト	50A	個		1		0.159		
電力ヒューズ				1		0.250		
計器用変圧器				1		0.168		
変流器				1		0.168		
変成器函				1		0.681		
組合せ計器函				1		0.478		
避雷器				1		0.159		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-26

工事材料（ア）

細目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電工 [人]	その他	備 考
			銅帯 [kg]	銅棒 [kg]				
銅帯	3t×25mm×1	m	0.70		1 式 （材料 価格× 0.02）	0.088	1 式	受がいしの取付けを含む。
	3t×25mm×2		1.40			0.176		
	3t×50mm×1		1.40			0.137		
	3t×50mm×2		2.80			0.274		
	6t×50mm×1		2.80			0.239		
	6t×50mm×2		5.60			0.478		
	6t×75mm×1		4.20			0.274		
	6t×75mm×2		8.40			0.548		
	6t×100mm×1		5.60			0.407		
	6t×100mm×2		11.20			0.814		
銅棒	4mmφ	m		0.12	1 式 （材料 価格× 0.02）	0.097	1 式	受がいしの取付けを含む。
	5mmφ			0.19		0.097		
	6mmφ			0.26		0.097		
	7mmφ			0.36		0.097		
	8mmφ			0.47		0.097		
	9mmφ			0.60		0.097		
	10mmφ			0.73		0.124		
	11mmφ			0.89		0.124		
	12mmφ			1.06		0.124		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-27

工事材料（イ）

細 目	摘 要	単 位	材 料				雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
			電 線 [m]	黒ガス管 [m]	組立金具	鋼材 [m]				
電線	8 mm ² 以下	m	1. 1				1 式 （材料価格× 0.02）	0.036	1式	受がい しの取 付けを 含む。
	14 mm ² 以下							0.042		
	22 mm ² 以下							0.042		
	38 mm ² 以下							0.063		
	60 mm ² 以下							0.082		
	100 mm ² 以下							0.082		
	150 mm ² 以下							0.140		
	200 mm ² 以下							0.140		
	250 mm ² 以下							0.140		
パイプ フレーム	32A	m		1. 2	1 式 (管価格 ×0.3)			0.150		
取付金物 盤外機器	平鋼3t×25～50mm	m				1. 1	0.168			
	平鋼6t×50mm以下						0.195			
	L 形鋼3t×30～50mm						0.177			
	L 形鋼6t×50mm以下						0.195			
保護金網		m ²				1 式	0.177		取付け の加工 含ま ず。	

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

5 電力貯蔵設備

5-1 一般事項

- (1) 表E1-2-28の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

5-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ. 直流電源装置に適用する。
 ロ. 労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。
 ハ. 直流電源装置は、労務費を表より算出する。
 なお、材料費は別途計上する。

- (2) 細目工種

表 E1-2-28

直流電源装置

細 目	摘 要	単 位	材 料			雑 材 料	電 工	普通作業員	そ の 他	搬 入 費	備考
			蓄電池	整流器	キュービクル式						
			[組]	[組]	[面]		[人]	[人]			
架台式蓄電池	100Ah以下	組	1			1 式 (材料価格× 0.002)	5.04	1.50	1 式	1 式	
	200Ah以下		1				7.61	2.30			
	300Ah以下		1				10.50	3.19			
整流装置	別置形	組		1			2.83	1.41			
キュービクル式	30Ah以下	面			1		1.59	1.24			
	50Ah以下				1		2.39	1.59			
	80Ah以下				1		3.19	2.12			
	100Ah以下				1		3.98	2.83			
	200Ah以下				1		4.78	3.63			
	300Ah以下				1		5.31	3.89			

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

6 架空線路

6-1 一般事項

- (1) 表E1-2-29～表E1-2-35の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

6-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 構内の架空線路に用いる建柱、架線及び高圧機器に適用する。

- (2) 細目工種

表 E1-2-29

建柱（ア）（建柱車利用）

細 目	摘要	単位	材料	雑 材 料	電 工	普 通 作 業 員	そ の 他	備 考
			コン ク リ ー ト 柱 [本]					
コンクリート柱	8m	本	1	1 式 (材 料 価 格 × 0.02)	0.348	0.130	1 式	
	9m		1		0.348	0.130		
	10m		1		0.435	0.157		
	11m		1		0.435	0.157		
	12m		1		0.435	0.157		
	13m		1		0.521	0.174		
	14m		1		0.521	0.174		
	15m		1		0.521	0.174		

- (注) 1. 建柱車の使用については、現地の状況を十分検討の上、その適否を決定する。
 2. 建柱車の損料は、請負工事機械経費積算要領に定める「建設機械等損料算定表」により別途計上する。
 3. 「その他」の率対象は、電気及び普通作業員とする。

表 E1-2-30

建柱（イ）（人力）

細 目	摘 要	単位	材料	雑 材 料	電 工	普 通 作 業 員	そ の 他	備 考
			コン ク リ ー ト 柱 [本]					
コンクリート柱	8m	本	1	1 式 （材料 価格× 0.02）	1.74	0.957	1 式	
	9m		1		2.17	1.04		
	10m		1		2.61	1.04		
	11m		1		3.04	1.22		
	12m		1		3.48	1.74		
	13m		1		3.91	1.91		
	14m		1		4.35	2.09		
	15m		1		4.78	2.43		

- （注）1. 鋼板組立柱の場合は、コンクリート柱の電気及び普通作業員の歩掛りを0.5倍して用いる。
 2. 「その他」の率対象は、電気及び普通作業員とする。

表 E1-2-31

腕金

細 目	摘 要	単位	材 料			雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			腕 金	ア ー ム タイ	が い し				
腕金	900mm	本	[本]	[本]	[個]	1 式 （材料価格×0.02）	[人]	1 式	
	1200mm		1	1	2		0.130		
	1500mm		1	1	2～3		0.174		
	1800mm		1	1	3		0.209		
	2700mm		1	1	3		0.270		
			1	1	6		0.461		

- （注）1. 「その他」の率対象は、電気とする。

表 E1-2-32

支線

細目	摘 要	単位	材 料			雑 材 料	電 工	普 通 作 業 員	そ の 他	備 考
			亜鉛メッキ鋼より線	ステーブロック [個]	ステーバンド [個]					
支線	22mm ² ～ 30mm ²	か所	1 式	1	1	1 式 (材料価格 ×0.03)	0.548	0.235	1 式	
	38mm ² ～ 45mm ²			1	1		0.670	0.261		
	55mm ² ～ 70mm ²			1	1		0.757	0.296		
	90mm ² ～110mm ²			1	1		0.843	0.339		
	135mm ²			1	1		1.070	0.461		

- (注) 1. Y支線の場合は、電工及び普通作業員の歩掛りを1.5倍して用いる。
 2. 水平支線の場合は、電工及び普通作業員の歩掛りを0.5倍して用いる。
 3. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-33

架線・屋外用電線

(OW、OC、OE)

細 目	摘 要	単位	材 料	雑 材 料	電 工	普 通 作 業 員	そ の 他	備 考
			屋外用電線					
屋外用電線	2.6mm	1 条 1 径間	1 式 (設計数量 ×1.05)	1 式 (材料価格 ×0.03)	0.113	0.061	1 式	
	3.2mm				0.130	0.070		
	4.0mm				0.209	0.104		
	22 mm ²				0.287	0.149		
	38 mm ²				0.391	0.191		
	60 mm ²				0.487	0.243		
	100 mm ²				0.626	0.313		

- (注) 1. 径間 20～40mで被覆銅線をがいしにバインドした場合を示す。
 2. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-34

引込用電線
(DV)

細 目	摘 要	単 位	材 料	雑材料	電 工			普通作業員			そ の 他	備 考
			引込用 電線 [1 径間]		[人]			[人]				
引込用電線	2.0 mm	1 径 間	1 式 (設計 数量 × 1.05)	1 式 (材料 価格 × 0.03)	2F	2R	3R	2F	2R	3R	1式	
	0.122				—	—	0.070	—	—			
	0.148				—	—	0.087	—	—			
	0.183				—	—	0.104	—	—			
	—				0.183	0.235	—	0.104	0.130			
	—				0.252	0.330	—	0.139	0.183			
	—				0.339	0.435	—	0.191	0.243			
	—				0.478	0.626	—	0.270	0.357			
—	0.643	0.835	—	0.365	0.470							

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

表 E1-2-35

保安開閉器（柱上取付け）

細 目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電 工 [人]	普通 作業員 [人]	その他	備 考
			保安開閉器 (柱上取付け) [台] [個]						
高圧 負荷開閉器	3P 100A	台	1		1 式 (材料 価格 × 0.02)	0.966	0.483	1 式	
	3P 200A		1			1.15	0.576		
	3P 300A		1			1.28	0.644		
	3P 400A		1			1.32	0.661		
高圧 負荷開閉器 (地絡継電器付)	3P 100A	台	1			1.11	0.555		
	3P 200A		1			1.32	0.662		
	3P 300A		1			1.48	0.740		
	3P 400A		1			1.52	0.760		
高圧 カットアウト	50A	個		1		0.22	—		
	100A			1		0.24	—		
避雷器		個		1		0.22	—		

(注) 1. 高圧負荷開閉器等を取付ける場合は、高所作業車の損料を別途計上する。

なお、高所作業車の損料は、請負工事機械経費積算要領に定める「建設機械等損料算定表」により計上する。

2. 「その他」の率対象は、電工及び普通作業員とする。

7 地中線路

7-1 一般事項

- （1）表 E 1-2-36～表 E 1-2-41 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- （2）本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- （3）本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第 1 編 総則」に基づき適切に算定する。

7-2 標準歩掛り

- （1）適用条件及び留意事項
 - イ．構内の地中線路に用いる地中管路等に適用する。
 - ロ．建物周囲における地中管路、ハンドホール、マンホール及び機材施工の土工事は、第 4 編機械設備工事 第 1 章 第 1 節 7 土工事による。

（２） 細目工種

表 E1-2-36

地中管路（ア）

細 目	摘 要	単位	材 料					雑 材 料	電 工	そ の 他	備考
			防水 鑄鉄管	管 路 口 防 水 装 置	異 物 継 手	配 管 用 炭 素 鋼 鋼 管	附 属 品				
防水鑄鉄管	WI — 75	か所	1	1	1			1 式 （材料価 格 × 0.02）	0.261	1 式	
	WI — 100		1	1	1				0.348		
	WI — 130		1	1	1				0.348		
	WI — 150		1	1	1				0.443		
	WI — 200		1	1	1				0.443		
	WI — 250		1	1	1				0.530		
	WI — 300		1	1	1				0.530		
配管用炭素鋼鋼管 (SGP)	呼径 25A	m				1.05	1 式 （管価 格 × 0.15）	0.070 0.087 0.096 0.113 0.139 0.183 0.243 0.287 0.348	1 式		
	呼径 32A										
	呼径 40A										
	呼径 50A										
	呼径 65A										
	呼径 80A										
	呼径100A										
	呼径125A										
	呼径150A										

- （注） 1. 管の敷設及び接続を含む。
 2. 掘削及び埋戻しは含まない。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-37

地中管路（イ）

細 目	摘 要	単位	材 料				雑 材 料	電 工	そ の 他	備考
			厚保護用合成樹脂被覆鋼管 鋼電線管・ケーブル	硬質ビニル電線管	波付硬質合成樹脂管	附属品				
			[m]	[m]	[m]			[人]		
厚鋼電線管（G）・ ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管 （GLL、GLT）	16	m	1.05			1 式 （管価格× 0.15）	1 式 （材料価格× 0.02）	0.042	1 式	
	22							0.056		
	28							0.072		
	36							0.086		
	42							0.119		
	54							0.160		
	70							0.186		
	82							0.226		
	92							0.252		
	104							0.281		
硬質ビニル電線管 （VE、HIVE）	16	m		1.05		1 式 （管価格× 0.15）	1 式 （材料価格× 0.02）	0.030		
	22							0.037		
	28							0.044		
	36							0.060		
	42							0.075		
	54							0.091		
	70							0.113		
	82							0.135		
波付硬質合成樹脂管 （FEP）	30	m			1.05	1 式 （管価格× 0.04）	1 式 （材料価格× 0.01）	0.026		
	40							0.031		
	50							0.035		
	65							0.040		
	80							0.045		
	100							0.060		
	125							0.066		
	150							0.072		
	200							0.105		

- （注） 1. 管の敷設及び接続を含む。
 2. 掘削及び埋戻しは含まない。
 3. 波付硬質合成樹脂管の附属品にはベルマウスを含む。
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-40

地中埋設標・埋設標識シート

細 目	摘 要	単位	材 料		電 工	そ の 他	備 考
			地 中 埋 設 標	埋 設 標 識 シ ー ト			
			[個]	[m]	[人]		
地中埋設標	コンクリート製	個	1		0.200	1 式	
	鉄製	個	1		0.020		
埋設標識シート	地中線路	m		1.05	0.004		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-41

接地抵抗測定

細 目	摘 要	単位	電 工 [人]	その他	備 考
接地抵抗測定		か所	0.223	1 式	

(注) 1. 接地極埋設標を取付ける場合は、「3-3 市場単価」による。
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

第3節 通信・情報設備工事

1 構内交換設備

1-1 一般事項

- (1) 表E1-3-1～表E1-3-4の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ. 端子盤、ボタン電話装置、電話機等に適用する。
 ロ. 労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。

- (2) 細目工種

表 E1-3-1

端子盤・集合保安器箱

細 目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電工 [人]	その他	備 考
			端子盤 [面]	集合保安器箱 [個]				
端子盤	10P／10P	面	1		1 式 (材料価格× 0.02)	0.513	1 式	
	20P／20P		1			0.637		
	30P／30P		1			0.752		
	40P／40P		1			0.973		
	60P／60P		1			1.18		
	80P／80P		1			1.39		
	100P／100P		1			1.59		
	120P／120P		1			1.86		
	150P／150P		1			2.17		
	200P／200P		1			2.57		
	250P／250P		1			3.10		
	300P／300P		1			3.76		
集合保安器箱	5P	個		1		0.345		
	10P			1		0.451		
	20P			1		0.549		
	30P			1		0.619		
	40P			1		0.806		
	50P			1		0.846		
	60P			1		0.846		

- (注) 1. 端子盤で箱のみ取付けの場合は、電工の歩掛りを0.3倍して用いる。
 2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-2

端子接続

細 目	摘 要	単位	電工 [人]	その他	備 考
端子接続	5P	か所	0.174	1 式	
	10P		0.261		
	15P		0.304		
	20P		0.348		
	25P		0.400		
	30P		0.424		
	50P		0.555		
	100P		0.968		
	150P		1.24		
	200P		1.52		

- (注) 1. 編出し及び心線対照を含む。
 2. 端子接続を行う電線類の導体径は0.5～1.2mmとする。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-3

電話機その他

細 目	摘 要	単 位	材 料								雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考	
			電話機	P H S アンテナ	加入者保安器	ロー テンション アウトレット	は とめプレート	電話用 アウトレット	情報用 アウトレット	プレート（連用形1連用）					取付枠
			[台]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]					[個]
電話機		台	1								1 式 （材料価格× 0.02）	[人]		1式 樹脂製、 プレートは、 ステンレス 製、 又は新金属 製とする。	
PHSアンテナ		個		1								0.168			
加入者保安器		個			1							0.350			
ローテンションアウトレット		個				1						0.142			
はとめプレート		個					1					0.062			
電話用アウトレット	モジュラージャック(RJ11)	個						1		1		0.019			
電話用アウトレット×2	モジュラージャック(RJ11)	個						1		1		0.054			
情報用アウトレット	モジュラージャック(RJ45)	個							1	1		0.081			
情報用アウトレット×2	モジュラージャック(RJ45)	個							2	1		0.067			
											0.100				

- (注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-4

ボタン電話装置

細 目	単位	技術員 [人]	電 工 [人]	調整費	その他	備 考
				技術員 [人]		
主装置 308形	台	0.44	0.89	0.45	1 式	電源装置及び 局線ケーブル含む。
主装置 616形		0.53	0.89	0.54		
主装置 824形		0.62	1.06	0.62		
主装置1232形		0.89	1.33	0.71		
主装置1648形		1.06	1.33	0.89		
電話機 308形	台	—	0.177	—		
電話機 616形		—	0.177	—		
電話機 824形		—	0.177	—		
電話機1232形		—	0.177	—		
電話機1648形		—	0.177	—		

- (注) 1. 技術員の労務単価は、電工労務単価×1.1とする。
 2. 「その他」の率対象は、技術員及び電工とする。

2 情報表示・拡声設備

2-1 一般事項

- (1) 表E 1-3-5～表E 1-3-7の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ．時刻表示、拡声機器及び表示機器に適用する。
 ロ．労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。

- (2) 細目工種

表 E1-3-5

時刻表示										
細 目	摘 要			単位	材 料		雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
					親 時 計	子 時 計				
					[台]	[個]				
水晶式 親時計	壁掛形 3回線以下			台	1		1 式 (材料価格×0.01)	1.46	1 式	
	ラック形 6回線以下				1			2.90		
アナログ 子時計	壁掛形			個		1	1 式 (材料価格×0.02)	0.097		
	半埋込形					1		0.195		
	埋込形					1		0.248		
デジタル 子時計	壁掛形	形式	H08	個		1		0.976		
			H10			1		1.22		
			H12			1		1.46		
			H20			1		2.44		
	半埋込形	形式	H08			1		1.29		
			H10			1	1.61			
			H12			1	1.93			
			H20			1	3.22			

- (注) 1. アナログ子時計の寸法は、500mm以下とする。
 2. デジタル子時計の形式は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-6

拡声

細 目	摘 要		単 位	材 料					雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考				
				増幅器	スピーカ	アッテネータ	ワイヤレスアンテナ	ホイップアンテナ								
				[台]	[個]	[個]	[個]	[個]								
増幅器	卓上形	30W以下	台	1					1 式 （材料価格× 0.02）	0.965	1 式	プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。				
	ラック形	60W以下		1						1.51						
		120W以下		1						2.87						
				240W以下	1								4.03			
スピーカ	壁掛形		個		1					0.097			1 式	プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。		
	天井埋込形				1					0.195						
	天井つり下げ形				1					0.195						
	ホーンスピーカ				1					0.159						
アッテネータ			個			1				0.053					1 式	プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。
ワイヤレスアンテナ			個				1			0.350						
ホイップアンテナ			個					1		0.200						

- (注) 1. システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-7

表示

細 目	摘 要	単位	材 料			雑材料	電工 [人]	その他	備考
			表示盤 [個]	発信器 [個]	電源装置 [個]				
表示盤	2窓用	個	1			1 式 （材料 価格× 0.02）	0.168	1 式	
	3窓用		1				0.257		
	4窓用		1				0.336		
	5窓用		1				0.416		
	6窓用		1				0.504		
	7窓用		1				0.593		
	8窓用		1				0.673		
	9窓用		1				0.761		
	10窓用		1				0.850		
	12窓用		1				1.02		
	14窓用		1				1.19		
	16窓用		1				1.35		
	18窓用		1				1.53		
	20窓用		1				1.70		
	25窓用		1				2.10		
	30窓用		1				2.50		
発信器	1個用	個		1			0.055		
	2個用			1			0.082		
	3個用			1			0.110		
	4個用			1			0.137		
	5個用			1			0.165		
	6個用			1			0.192		
電源装置	400VA以下	個			1		1.19		
	1000VA以下				1		1.82		
	2000VA以下				1		2.46		

- (注) 1. 表示盤で30窓用を超えるものは、電工の歩掛りを $(0.084 \times \text{窓数})$ 人とする。
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

3 誘導支援設備

3-1 一般事項

- (1) 表E1-3-8の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

3-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ．インターホンに適用する。
 ロ．労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。

- (2) 細目工種

表 E1-3-8

インターホン

細 目	摘 要	単位	材 料			雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			テレビ インター ホン親機	イン ター ホン親機	イン ター ホン子機				
			[台]	[台]	[台]		[人]		
テレビインターホン親機	1局用	台	1			1 式 (材料 価格× 0.02)	0.150	1 式	
インターホン親機	2局用	台		1			0.195		
	3局用			1			0.292		
	5局用			1			0.496		
	6局用			1			0.593		
	10局用			1			1.00		
	12局用			1			1.10		
	20局用			1			1.50		
	24局用			1			1.70		
	30局用			1			2.00		
インターホン子機		台			1		0.115		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

4 テレビ共同受信設備

4-1 一般事項

- （１）表 E 1-3-9 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- （２）本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- （３）本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第 1 編 総則」に基づき適切に算定する。

4-2 標準歩掛り

- （１）適用条件及び留意事項
 - イ．テレビ共同受信機器に適用する。
 - ロ．労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。

（2）細目工種

表 E1-3-9

テレビ共同受信

細 目	摘 要	単 位	材 料							雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
			アン テ ナ [組]	アン テ ナ マ ス ト [基]	混 合 （ 分 波 ） 器 [個]	機 器 収 容 箱 [個]	分 岐 器 [個]	分 配 器 [個]	増 幅 器 [個]	テ レ ビ 端 子 [個]			
テレビアンテナ	1 段	組	1								1.56	1 式	支持金具共
	2 段		2								1.99		
パラボラ アンテナ	750 φ	組	1								0.850		
	900 φ (1000 φ)		1								0.900		
	1200 φ		1								1.20		
アンテナマスト	建物上、搭屋	基		1							1.41		
	外壁			1							1.94		
機器収容箱	TV - 1	個				1					0.363		
	TV - 2					1					0.407		
	TV - 3					1					0.504		
	TV - 4					1					0.566		
	TV - 5					1					0.637		
	TV - 6					1					0.810		
	TV - 7					1					0.860		
	TV - 8					1					0.860		
	TV - 9					1					0.960		
分岐器	1分岐	個					1				0.186		
	2分岐						1				0.212		
	4分岐						1				0.265		
分配器	2分配	個						1			0.186		
	4分配							1			0.239		
	6分配							1			0.292		
	8分配							1			0.345		
増幅器		個							1		1.14		
混合（分波）器		個			1						0.230		
テレビ端子		個								1	0.130		プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。

- （注）1. アンテナマストに基礎を必要とする場合は、別途計上する。
2. パラボラアンテナをアンテナ素子と組合わせて設置する場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
3. 総合調整費は、機器取付け（アンテナマスト及び機器収容箱を除く）労務費合計の20%とする。
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

5 監視カメラ設備

5-1 一般事項

- (1) 表E 1-3-10の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

5-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ. 監視カメラ機器等に適用する。
 ロ. 労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。

- (2) 細目工種

表 E1-3-10

監視カメラ

細 目	摘 要	単 位	材 料						雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			カ メ ラ	カ メ ラ 取 付 台	回 転 台	モ ニ タ 装 置	切 替 ス イ ツ チ 盤	リ モ ー ト コ ン ト ロ ー ラ				
カメラ	固定レンズ付 (ドーム形を含む)	台	1						1 式 (材料価格× 0.02)	0.900	1 式	
	固定レンズ ・ハウジング付		1							1.29		
	電動ズーム付 (ドーム形を含む)		1							1.45		
	電動ズーム・ ハウジング付		1							1.76		
カメラ取付台		個		1						0.350		
回転台		個			1					0.340		
モニタ装置		台				1				0.930		
切替スイッチ盤		台					1			1.41		
リモートコントローラ		台						1		1.02		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

6 火災報知設備

6-1 一般事項

- (1) 表E1-3-11～表E1-3-13の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
 (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

6-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ．火災報知機器及びガス漏れ火災警報機器に適用する。
 ロ．労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。

- (2) 細目工種

表 E1-3-11

火災報知（ア）

細 目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電工 [人]	その他	備 考
			受信機 [面]	副受信機 [面]				
受信機P型1級	5回線	面	1		1 式 (材料価格× 0.02)	5.31	1 式	
	6回線		1			5.58		
	8回線		1			6.11		
	10回線		1			6.64		
	12回線		1			7.17		
	15回線		1			7.96		
	20回線		1			9.29		
	25回線		1			10.6		
	30回線		1			11.9		
	35回線		1			13.3		
	40回線		1			14.6		
	50回線		1			17.3		
受信機P型2級	1回線	面	1			2.39		
	5回線		1			3.10		
副受信機	5回線	面		1		0.42		
	10回線			1		0.86		
	15回線			1		1.30		
	20回線			1		1.75		
	25回線			1		2.15		
	30回線			1		2.55		
	40回線			1		3.40		
	50回線			1		4.25		

- (注) 1. 防災用連動制御盤は、受信機P型1級の電工の歩掛りを用いる。
 2. 受信機P型1級で50回線を超えるものは、電工の歩掛りを $(3.8+0.27n)$ 人とし、副受信機で50回線を超えるものは、 $(1.75+0.05n)$ 人とする。
 この場合において、nは回線数を示す。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-12

火災報知（イ）

細 目	摘 要	単位	材 料							雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
			感 知 器 [個]	試 験 器 [個]	空 気 管 [m]	発 信 機 [個]	表 示 灯 [個]	電 鈴 [個]	箱 [個]	電 磁 レ リ ー ズ [個]			
スポット型感知器	定温式	個	1								0.133	1式	
	差動式		1								0.133		
煙感知器		個	1								0.159		
分布型検出部	1 個用	個	1								0.416		
	2 個用		1								0.681		
	3 個用		1								0.912		
分布型感知器 （空気管式）	木造又は テックス張り	m			1.1						0.027		
	コンクリート 造又はプラス ター吹付				1.1						0.035		
試験器	1 個用	個		1							0.115		
	2 個用			1							0.212		
	3 個用			1							0.310		
総合盤	単独	個				1	1	1	1		0.619		
	消火栓箱に組込					1	1	1			0.496		
発信機	P型 1 級	個				1					0.283		
	P型 2 級					1					0.177		
表示灯		個					1				0.124		
警報ベル		個						1			0.124		
電磁レリーズ	各種	個								1	0.336		
立会検査	P型 1 級	1工事									3.12		
	P型 2 級										2.01		

（注）1. 立会検査は、分布型感知器が15個を超える場合には、超える個数1個当たり0.1人を電工の歩掛りに加算し、スポット形感知器が100個を超える場合には、超える個数1個当たり0.027人を電工の歩掛りに加算する。

2. システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。

3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-13

ガス漏れ火災警報

細 目	摘 要	単位	材 料			雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備考
			ガス 検知 器 [個]	中 継 器 [個]	受 信 機 [面]				
ガス検知器	都市ガス、L Pガス	個	1			1 式	0.133	1 式	
中継器		個		1		（ 材料 価格 × 0.02 ）	0.177		
受信機	5回線	面			1		3.10		
	10回線				1		3.88		
	15回線				1		4.65		
	20回線				1		5.42		
	25回線				1		6.19		
	30回線				1		6.95		

（注） 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

第2章 改修工事

1. 本章は、建築物等の模様替え及び修繕（以下「改修」という。）に係る電気設備工事の積算に適用する。
2. 本章記載の標準歩掛りは、改修工事特有の細目工種について定める。
3. 本章に定める以外の細目工種については第1章による。ただし、作業効率の低下等を考慮し必要に応じ単価及び価格の割増しを行うことができる。

第1節 撤去

1 一般事項

- （1）表E 2－1－1～表E 2－1－2 1の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- （2）本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- （3）本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

- （1）適用条件及び留意事項
 - イ. 改修工事における撤去到適用する。
 - ロ. 各設備の撤去歩掛りは、表E 2－1－1 撤去により算定するほか、表E 2－1－2～表E 2－1－2 1による。

（２）細目工種

表 E2-1-1

撤去						
細 目	名 称	単 位	新営工事の労務歩掛りに 対する乗率		その他	備 考
			再使用しない	再使用する (取外し)		
撤去	電線・ケーブル	m	0.2	0.4	1 式	
	電線管	m	0.2	0.4		
	照明器具	個	0.3	0.4		
	配線器具	個	0.3	0.4		
	分電盤・端子盤	面	0.2	0.4		
	変電機器	個	0.3	0.5		
	通信用器具	個	0.3	0.4		
	電柱	本	0.3	0.6		
	架線	〔 1 条 1 径間〕	0.2	0.4		
	地中線ケーブル	m	0.3	0.6		
	コンクリートトラフ	m	0.3	0.6		

- （注）1. 電線管でコンクリート埋込のものは除く。
2. 現場の状況又は分解手間の程度によっては、本表の乗率を増減できる。
3. 「再使用しない」機材の「その他」の率の対象は、労務歩掛りとし、対象となる工種は「撤去」を適用する。
4. 「再使用する」機材の「その他」の率の対象は、労務歩掛りとし、再使用機材に対応する工種を適用する。

表 E2-1-2

撤去（電線管）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
厚鋼電線管	G16	m	0.012	1 式	
	G22		0.016		
	G28		0.021		
	G36		0.025		
	G42		0.034		
	G54		0.046		
	G70		0.053		
	G82		0.065		
	G92		0.072		
	G104		0.080		
薄鋼電線管	C19	m	0.010		
	C25		0.014		
	C31		0.018		
	C39		0.022		
	C51		0.029		
	C63		0.040		
	C75		0.046		
ねじなし電線管	E19	m	0.008		
	E25		0.011		
	E31		0.014		
	E39		0.017		
	E51		0.024		
	E63		0.032		
	E75		0.037		
硬質ビニル電線管	VE16, HIVE16	m	0.009		
	VE22, HIVE22		0.011		
	VE28, HIVE28		0.013		
	VE36, HIVE36		0.017		
	VE42, HIVE42		0.022		
	VE54, HIVE54		0.026		
	VE70, HIVE70		0.032		
	VE82, HIVE82		0.039		
合成樹脂製 可とう電線管 (PF管、CD管)	14	m	0.006		
	16		0.006		
	22		0.008		
	28		0.010		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 2. コンクリート埋込のものは除く。
 3. 現場の状況によっては、増減できる。
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-3

撤去（金属トラフ）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
金属トラフ	200mm×100mm	m	0.104	1 式	
	250mm×100mm		0.108		
	300mm×100mm		0.112		
	400mm×150mm		0.124		
	500mm×150mm		0.132		
	500mm×200mm		0.136		
	600mm×200mm		0.144		
	600mm×250mm		0.148		
	600mm×300mm		0.152		
	800mm×250mm		0.164		
	800mm×300mm		0.168		
	800mm×400mm		0.176		

（注）1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。

2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-4

撤去（線び類）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
2種金属線び (MM2)	A型 40mm×30mm	m	0.018	1 式	
	B型 40mm×40mm		0.022		
	C型 40mm×45mm		0.024		
	D型 45mm×30mm		0.022		
	E型 45mm×40mm		0.024		
	F型 45mm×45mm		0.026		

（注）1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。

2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-5

撤去（ケーブルラック）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
ケーブルラック	100mm幅	m	0.026	1 式	
	200mm幅		0.037		
	300mm幅		0.049		
	400mm幅		0.059		
	500mm幅		0.068		
	600mm幅		0.073		
	800mm幅		0.099		
	1000mm幅		0.123		

（注）1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。

2. 多段積みを同時に撤去する場合には、1 段目（最大幅）以外のものは本表の電工の歩掛りを0.5倍して用いる。

3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-6

撤去（プルボックス）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
プルボックス	縦(mm)＋横(mm)＋高さ(mm)	個	0.0001	1 式	

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 2. 縦(mm)＋横(mm)＋高さ(mm)に上表の値を乗じたものを1個当たりの歩掛りとする。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-7

撤去（位置ボックス）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
位置ボックス		個	0.020	1 式	

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-8

撤去（600V絶縁電線）

(EM-IE、EM-IC、HIV、IV、IC)

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
600V絶縁電線	1.0 mm	m	0.0018	1 式	
	1.2 mm		0.0020		
	1.6 mm		0.0020		
	2.0 mm		0.0022		
	2.6 mm		0.0028		
	2 mm ²		0.0020		
	3.5mm ²		0.0022		
	5.5mm ²		0.0028		
	8 mm ²		0.0032		
	14 mm ²		0.0040		
	22 mm ²		0.0048		
	38 mm ²		0.0064		
	60 mm ²		0.0084		
	100 mm ²		0.0112		
	150 mm ²		0.0146		
	200 mm ²		0.0166		
	250 mm ²		0.0196		
	325 mm ²		0.0234		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 2. 本表の標準歩掛りは管内配線の歩掛りとする。
 3. ダクト類の配線にも適用する。
 4. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 5. 接地線は、ラック、ピット、トラフ及びダクトとも管内の電工の歩掛りを用いる。
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-9

撤去（600V絶縁ケーブル）
（EM-EEF、EM-EE、VVF、VVR）

細 目	摘 要		単位	電工[人]	その他	備考
600V 絶縁ケーブル	木造部分にサドル止め 又は ステーブル止め	1.6mm-2C	m	0.0040	1 式	
		2.0mm-2C		0.0050		
		2.6mm-2C		0.0062		
		1.6mm-3C		0.0050		
		2.0mm-3C		0.0060		
		2.6mm-3C		0.0076		
	コンクリート部分に サドル止め (カールプラグを含む)	1.6mm-2C		0.0052		
		2.0mm-2C		0.0066		
		2.6mm-2C		0.0084		
		1.6mm-3C		0.0066		
		2.0mm-3C		0.0082		
		2.6mm-3C		0.0102		
	天井、ピット内配線	1.6mm-2C		0.0020		
		2.0mm-2C		0.0026		
		2.6mm-2C		0.0034		
		1.6mm-3C		0.0026		
		2.0mm-3C		0.0034		
		2.6mm-3C		0.0042		
	管内配線	1.6mm-2C		0.0026		
		2.0mm-2C		0.0034		
		2.6mm-2C		0.0042		
		1.6mm-3C		0.0034		
		2.0mm-3C		0.0042		
		2.6mm-3C		0.0052		

- （注）1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 2. ケーブルラック配線の場合は、管内配線の電工の歩掛りを1.2倍して用いる。
 3. 合成樹脂製可とう電線管（PF管、CD管）内配線の場合は、管内配線の電工の歩掛りを0.9倍して用いる。
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-10

撤去（H I D灯器具（ア））

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
H I D灯器具	投光器 400W以下	個	0.429	1 式	
	投光器 1000W以下		0.522		
	直付 250W以下		0.0912		
	直付 400W以下		0.104		
	直付 1000W以下		0.125		
	パイプペンダント 250W以下		0.0990		
	パイプペンダント 400W以下		0.117		
	パイプペンダント 1000W以下		0.141		
	埋込 150W以下		0.0720		
	埋込 250W以下		0.107		
	埋込 400W以下		0.123		
灯具昇降装置	昇降装置	個	0.0600		
	滑 車		0.0240		
	ワイヤー	m	0.0060		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。
 2. 安定器を含む。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-11

撤去（H I D灯器具（イ））

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
H I D灯器具	ポールライト 100W	灯	0.453	1 式	
	ポールライト 200W		0.534		
	ポールライト 250W		0.552		
	ポールライト 300W		0.606		
	ポールライト 400W		0.606		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。
 2. ポール及び安定器を含む。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-12

撤去（ガーデンライト）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
ガーデンライト	1 灯形	灯	0.227	1 式	
	2 灯形		0.272		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。
 2. 高さは2 m以下とする。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-13

撤去（白熱灯器具）

細 目	摘 要	単 位	電工[人]	その他	備 考
コードペンダント		個	0.0360	1 式	
パイプペンダント			0.0432		
チェンペンダント			0.0432		
シーリングライト			0.0459		
埋込灯			0.0627		
ブラケットライト			0.0390		
レセプタクル			0.0261		

- （注）
1. 撤去品を再使用する場合は、撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。
 2. 半埋込器具にも適用する。
 3. 金属線ぴ取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 4. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。
 5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-14

撤去（蛍光灯器具）

細 目	摘 要	単位	露出形	埋込形	つり下げ形	その他	備考
			電工[人]	電工[人]	電工[人]		
蛍光灯器具	F L 10W×1	個	0.0339	0.0522	0.0417	1 式	
	F L 20W×1		0.039	0.0600	0.0471		
	F L 30W×1		0.0417	0.0627	0.0495		
	F L 40W×1		0.0627	0.0939	0.0756		
	F L 110W×1		0.117	0.177	0.141		
	F L 10W×2	個	0.0417	0.0627	0.0495		
	F L 20W×2		0.0495	0.0756	0.0600		
	F L 30W×2		0.0549	0.0834	0.0651		
	F L 40W×2		0.0783	0.117	0.0939		
	F L 110W×2		0.143	0.217	0.172		
	F L 10W×3	個	0.0522	0.0783	0.0627		
	F L 20W×3		0.0627	0.0939	0.0756		
	F L 40W×3		0.102	0.154	0.123		
	F L 110W×3		0.183	0.274	0.219		
	F L 10W×4	個	0.0729	—	—		
	F L 20W×4		0.0912	0.138	0.110		
	F L 40W×4		0.133	0.201	0.159		
	F L 110W×4		0.261	0.390	0.312		
	F L 20W×5	個	0.0912	0.138	0.110		
	F L 40W×5		0.133	0.201	0.159		
	F L 110W×5		0.261	0.390	0.312		
	F L 20W×6	個	0.0912	0.138	0.110		
	F L 40W×6		0.133	0.201	0.159		
	F L 110W×6		0.261	0.390	0.312		

- （注）1. 撤去品を再使用する場合は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。
 2. 半埋込器具にも適用する。
 3. 連結器具については、連結数倍とする。
 4. 蛍光灯器具に白熱灯が内蔵された照明器具であって、白熱灯用として専用の電源が供給されている照明器具は、電工の歩掛りに0.015人／個を加算する。
 5. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御されている照明器具は、電工の歩掛りに0.015人／個を加算する。
 6. 金属線び取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。
 8. 環形蛍光灯器具にも適用する。
 9. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-15

撤去（H f 蛍光灯器具）

細 目	摘 要	単位	露出形	埋込形	その他	備 考
			電工[人]	電工[人]		
H f 蛍光灯器具	F H F 16W×1	個	0.0351	0.0540	1 式	
	F H F 32W×1		0.0534	0.0798		
	F H F 86W×1		0.0996	0.151		
	F H F 16W×2	個	0.0447	0.0681		
	F H F 32W×2		0.0666	0.0996		
	F H F 32W×6	個	0.113	0.171		
H f コンパ° 外蛍光灯器具	F H P 32W×3	個	0.0534	0.0798		
	F H P 45W×4		0.0774	0.118		
	F H T 16W×1	個	0.0390	0.0627		
	F H T 24W×1		0.0390	0.0627		
	F H T 32W×1		0.0390	0.0627		
	F H T 42W×1		0.0390	0.0627		
	F H T 42W×2		0.0450	0.0720		
	F H T 42W×3		0.0528	0.0846		
	F H T 42W×4		0.0585	0.0942		

- （注）1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。
 2. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御されている照明器具は、電工の歩掛りに0.015人／個を加算する。
 3. 金属線ぴ取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 4. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。
 5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-16

撤去（非常用照明器具（白熱灯））

細 目	摘 要	単位	露出形	埋込形	その他	備 考
			電工[人]	電工[人]		
非常用照明器具	JE9～30W、I40W	個	0.0390	0.0627	1 式	

- （注）1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。
 2. 金属線ぴに取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
 3. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。
 4. 「その他」の率対象は電工とする。

表 E2-1-17

撤去（木柱（ア）（建柱車利用））

細 目	摘 要	単位	電 工 [人]	普通作業員 [人]	その他	備 考
木柱	6m	本	0.0810	0.0297	1 式	
	7m		0.0810	0.0297		
	8m		0.0939	0.0351		
	9m		0.0939	0.0351		
	10m		0.117	0.0423		

- （注）1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電気及び普通作業員の歩掛りを2.0倍して用いる。
 2. 建柱車の使用については、現地の状況を十分検討の上、その適否を決定する。
 3. 建柱車の損料は、請負工事機械経費積算要領に定める「建設機械等損料算定表」により別途計上する。
 4. 「その他」の率対象は、電気及び普通作業員とする。

表 E2-1-18

撤去（木柱（イ）（人力））

細 目	摘 要	単位	電 工 [人]	普通作業員 [人]	その他	備 考
木柱	6m	本	0.138	0.0756	1 式	
	7m		0.170	0.0888		
	8m		0.209	0.102		
	9m		0.243	0.128		
	10m		0.315	0.162		

- （注）1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電気及び普通作業員の歩掛りを2.0倍して用いる。
 2. 「その他」の率対象は、電気及び普通作業員とする。

表 E2-1-19

撤去（柱上取付け変圧器）

細 目	摘 要	単位	電 工 [人]	普通作業員 [人]	その他	備 考
変圧器 (6kV／3kV)	単相 5kVA	台	0.164	0.164	1 式	
	単相 10kVA		0.193	0.193		
	単相 15kVA		0.193	0.193		
	単相 20kVA		0.327	0.327		
	単相 25kVA		0.327	0.327		
	単相 30kVA		0.345	0.345		
	単相 50kVA		0.408	0.408		
	単相 75kVA		0.672	0.672		
	三相 5kVA	台	0.209	0.209		
	三相 10kVA		0.245	0.245		
	三相 15kVA		0.245	0.245		
	三相 20kVA		0.396	0.396		
	三相 25kVA		0.396	0.396		
	三相 30kVA		0.435	0.435		
	三相 50kVA		0.510	0.510		
	三相 75kVA		0.759	0.759		
	単相 10kVA×2	台	0.318	0.318		
	単相 15kVA×2		0.435	0.435		
	単相 20kVA×2		0.537	0.537		
	単相 30kVA×2		0.570	0.570		
	三相 10kVA×2	台	0.402	0.402		
	三相 15kVA×2		0.534	0.534		
	三相 20kVA×2		0.657	0.657		
	三相 30kVA×2		0.720	0.720		
	三相 10kVA×3	台	0.561	0.561		
	三相 15kVA×3		0.741	0.741		
	三相 20kVA×3		0.915	0.915		
	三相 30kVA×3		1.00	1.00		

- （注） 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電気及び普通作業員の歩掛りを1.6倍して用いる。
 2. 変台板を含む。
 3. 「その他」の率対象は、電気及び普通作業員とする。

表 E2-1-20

撤去（地中管路）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
コンクリートトラフ	幅120mm	m	0.0384	1 式	
	幅150mm		0.0471		
	幅200mm		0.0549		
	幅250mm		0.0627		
	幅300mm		0.0678		
	幅400mm		0.0729		
ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)	呼径 25A	m	0.0210		
	呼径 32A		0.0261		
	呼径 40A		0.0288		
	呼径 50A		0.0339		
	呼径 65A		0.0417		
	呼径 80A		0.0549		
	呼径100A		0.0729		
	呼径125A		0.0861		
	呼径150A		0.104		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。
 2. 掘削及び埋戻しは含まない。
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-21

撤去（テレビ共同受信）

細 目	摘 要	単位	電工[人]	その他	備 考
直列ユニット	中間	個	0.0450	1 式	
	端末		0.0399		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。
 2. 「その他」の率対象は、電工とする。

第2節 機器搬出

1 一般事項

- （1）機器搬出は標準歩掛りを適用する。
- （2）本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- （3）本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

適用条件及び留意事項

- イ．機器搬出費は、機器を設置場所より現場敷地内の仮置場へ運び出すまでの費用であり、単独の機器の質量が100kg以上の機器搬出について適用する。
 なお、機器は、受変電及び電力貯蔵装置等とする。
- ロ．第4編機械設備工事 第2章 第1節 2 機器搬出の標準歩掛りによる。

第3節 はつり工事

1 一般事項

- （1）はつり工事は標準歩掛りを適用する。
- （2）本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- （3）本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

- （1）適用条件及び留意事項
 第4編機械設備工事 第2章 第1節 3 はつり工事の標準歩掛りによる。